

与那国町立各幼稚園長 殿
与那国町立各小中学校長 殿

与那国町教育委員会
教育長 田原 伊明
(公印省略)

2月20日までの感染症対策について【第32報】(依頼)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、「オミクロン株」による感染急格外が続く中、1月27日付け、沖縄県新型コロナウイルス対策本部会議において「まん延防止等重点措置」期限延長に伴い、沖縄県対処方針が変更されました。

つきましては、「2月1日～2月20日」期間中の各学校における対応策については、下記のとおりとします。これまで同様、感染症対策の徹底をお願いいたします。

記

1 部活動・スポーツ少年団活動等の活動について

(1) 部活動・スポーツ少年団活動は、1月31日をもって活動停止を解除する。

※ 詳細は、「別紙 部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方」に沿った対応とする。

【重要】

※ 練習に中学3年生が参加することを禁止する。

※ 発熱等の風邪の症状等がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。

※ 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。

※ 毎日の検温等、健康観察の実施を徹底すること。

○ 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。

○ 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。

○ 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。(緊急時の連絡体制の構築)

○ 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。(部室、更衣室等含む)

(2) 学校管理下外で開かれる、イベント・講座等への参加(児童生徒、職員も含む)、夜間の体育館使用等については、まん延防止等重点措置期間中は引き続き停止とする。

2 発熱等の風邪症状がある場合の対応

(1) 発熱等の風邪症状が見られる場合は、児童生徒等・教職員ともに登校・出勤を控え、自宅で休養すること。また、同居家族に症状がある場合も同様の対応とする。

(2) 登校時の健康観察を徹底し、検温結果及び健康状況の把握に努める。

地域の感染レベルが2・3の地域では、同居の家族にも毎日健康状況を確認するとともに、登校時の健康状態の把握(健康観察カード等の確認や、検温し忘れた児童生徒等の対応を含む)においては、校舎に入る前に教職員が行う。

(3) 登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合は速やかに早退させ、自宅で休養または受診させる。また、抗原簡易キットを使用する場合は、文部科学省発出の手引きを踏まえ、適切に使用する。

3 学校内において感染者・濃厚接触者が確認された場合の対応

(1) 八重山保健所管内においてはこれまで通り、保健所が感染者、濃厚接触者の特定を行います。学校内において感染者や濃厚接触者がした場合、学校から、教育委員会、保健所(82-3240)に一報を電話で報告してください。

その後、保健所から学校への聞き取りにより、保健所が学校内の濃厚接触者を特定します。保健所の指示に従い、濃厚接触者に判定された児童生徒は出席停止の措置となります。出席停止の期間については、保健所からの指示に従ってください。

(2) 教育委員会への報告について(別紙様式)

校内においての感染者(児童生徒、職員)については、報告様式に沿って、与教委への報告をお願いします。

4 島外への渡航について(八重山郡内も含む)

(1) 渡航前の旅行届の提出・帰島前 PCR 検査の実施と健康観察

渡航前に校長へ旅行届を提出し、帰島前 PCR 検査または抗原検査を実施すると共に、帰島後2週間は健康観察と同居者以外との会食等を控えるとともに注意深く健康観察を実施する。

※ 旅行届、健康観察票、PCR 検査結果等は学校で保管し、帰島後の健康観察資料とすること。

(2) 感染拡大地域への渡航の自粛について

島外への渡航は**極力自粛**することとし、どうしても必要な渡航に関しては、3密を防ぐとともに、マスク着用、こまめな消毒、手洗い等の最大限の予防対策を行うこと。

【本件担当】

与那国町教育委員会 教育課

教育課長 高木 健一郎

TEL:0980-87-2002 FAX:0980-87-2074

E-mail:kyouiku-kachou@yonaguni.ed.jp